

第5期「北海道観光のくにづくり行動計画」（素案）意見提出様式

氏 名 (企業・団体名)	畠山 京子 (一般社団法人 北海道消費者協会)
住 所	〒060-0003 札幌市中央区北3西7 道庁別館西棟
電 話 番 号	011-221-4217
メールアドレス	do@syouhisya.or.jp

ページ・行	ご 意 見
39ページ 22～30 行	(3) MICE・IRなど新たなインバウンド等の取込方策の検討 主な施策として「北海道らしいIRコンセプトの構築」を掲げることに強く反対し、22～26行とともに削除を求める。 同素案では、IRは、「カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設」と定義するが、収益はカジノに大きく依存するとされる。 IR構想が浮上した際は、ギャンブル依存症や、それに伴う多重債務の拡大、ひいては家庭崩壊などを懸念する道民世論が巻き起こった。 IRに言及した前計画(H30～32)では、「ギャンブル等依存症などの社会的影響も懸念されることから、国の動向を注視するとともに、適切に対応していく必要があります」との記述さえあった。 しかるに本素案では「感染症対策や施設機能、効果、懸念される社会的影響への対策等を示した『北海道らしいIRコンセプト』を構築」とし、ギャンブル依存症の表記は姿を消した。 2019年に知事は、IR誘致見送りを表明した。それ以降、昨年3月に北海道ギャンブル等依存症対策推進計画が策定されたが、それが依存症対策に効果を上げ、IRへの道民世論の理解は得られたのか。その検証なく、「IR」を盛り込むことは、ギャンブル依存症などを懸念する道民世論を軽視するものと言わざるを得ない。 素案では「IRは(中略)本道の持続的な発展に寄与する可能性が期待される」とまで記述するが、崇高な理念を有するSDGsとカジノを本質とするIRを重ねることは、見識さえ疑う。 MICEは否定するものではなく、本道は豊かな自然や魅力的な食材を活用し、「新たなインバウンド等の取込」は十分に目指せると信じる。 あらためて、IR関連記述の削除を強く求める。
【提出先・問い合わせ先】 北海道経済部観光局観光振興課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電 話：011-231-4111 (内線 26-564) ファクシミリ：011-232-4120	

